

ふじみ野市立市民交流プラザ条例新旧対照表

改正案				現行																									
<p>(利用料金の免除)</p> <p><u>第13条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。</u></p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>交流プラザ利用料金</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名 \ 時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時～12時</td> <td>1時～5時</td> <td>午後6時～午後9時30分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>				室名 \ 時間	午前	午後	夜間	9時～12時	1時～5時	午後6時～午後9時30分	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(利用料金の免除)</p> <p><u>第13条 指定管理者は、利用者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業に供するため交流プラザを利用する場合で、必要があると認めるときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。</u></p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>交流プラザ利用料金</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名 \ 時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9時～12時</td> <td>1時～5時</td> <td>午後6時～午後9時30分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>午前と午後若しくは午後と夜間にわたって利用する場合又は午前から夜間にわたって利用する場合の各時間区分の中間時間の利用料金は、徴収しない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>				室名 \ 時間	午前	午後	夜間	9時～12時	1時～5時	午後6時～午後9時30分	(略)	(略)	(略)	(略)
室名 \ 時間	午前	午後	夜間																										
	9時～12時	1時～5時	午後6時～午後9時30分																										
(略)	(略)	(略)	(略)																										
室名 \ 時間	午前	午後	夜間																										
	9時～12時	1時～5時	午後6時～午後9時30分																										
(略)	(略)	(略)	(略)																										